

## 平成30年第2回栗原市農業委員会総会議事録

平成30年2月26日午後1時30分、下記の件議定のため平成30年第2回栗原市農業委員会総会を栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 事務報告  
日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について  
日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について  
日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可取消願について  
日程第 8 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について  
日程第 9 議案第 3号 農地法第4条の規定による許可申請について  
日程第10 議案第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について  
日程第11 議案第 5号 農用地利用集積計画について  
日程第12 議案第 6号 農用地利用配分計画について  
日程第13 議案第 7号 非農地証明願について  
日程第14 議案第 8号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について  
日程第15 議案第 9号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について  
日程第16 議案第10号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について  
日程第17 議案第11号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について

### 1、出席委員 (23名)

1番	み 浦	うら ま	まさ 正	かつ 勝、	2番	だい 大	こく 黒	あき 昭	お 夫、	3番	あ 阿	べ 部	かず 一	のぶ 信、
4番	よし 吉	うら だ	まさ 優	とし 俊、	5番	だい 岩	こく 淵	あき 敬	お 一、	6番	あ 佐	べ 竹	かず き	のぶ み子、
7番	か 狩	の 野	よし 善	のり 典、	8番	お 大	ほ 場	ひろ 裕	ゆき 之、	9番	そ 曾	ね 根	かね 金	お 雄、
10番	ち 千	ば 葉	ゆう 優	こ 子、	11番	すず 鈴	き 木	はる 春	え 江、	12番	お 尾	が 形	よう 陽	いちろう 一郎、

14番 多田仁一、15番 佐々木吉司、16番 菅原英俊、  
17番 岩渕弘、18番 佐々木弘、19番 佐藤勝、  
20番 狩野和義、21番 秋山憲義、22番 米山嘉彦、  
23番 黒澤光啓、24番 鈴木康則、

## 2、欠席委員（1名）

13番 及川正一、

## 3、議事に参与した者

事務局長 菅原昭憲、事務局長補佐 山田彰、  
農地農政係長 阿部泰憲、主査 菅原賢一、  
主査 千葉美香、

（午後1時30分 開会）

議長 ご起立願います。「みなさん、ご苦労様です。」  
ご着席願います。

議長 只今から、平成30年第2回栗原市農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は23名で、定足数に達しております。

欠席の通告が、13番 及川正一 委員から出ております。

議長 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程に基づき進めて参ります。

議案説明等のため、事務局長のほか、関係職員を出席させております。

議長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、18番 佐々木 弘 委員、19番 佐藤 勝 委員 を指名いたします。

議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本総会の会期は、本日1日間としたいと思っております。  
これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] の声 —

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、本総会の会期は、本日1日間と決しました。

議長 日程第3、事務報告をいたします。事務局長に報告させます。

事務局長 2月の事務・事業並びに3月の事業予定について、資料を基に報告。

議長 これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長 日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、報告いたします。

第1区の番号1番、2番の案件について、事務局から報告させます。

事務局 番号1番は、築館地区の田2筆、面積2,248㎡に、盛り土を行うもの、番号2番は、築館地区の田2筆、面積1,050㎡に、盛り土を行うもの、2件について報告。

議長 次に、去る2月21日、23番 黒澤 光啓 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々木 耕太郎 委員及び 大澤 洋介 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果報告を、お願いいたします。  
それでは、佐々木 耕太郎 推進委員から報告願います。

佐々木推進委員 2月21日、黒澤委員、大澤推進委員と事務局の菅原主査と私の4人で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。

詳細については只今事務局から説明があったとおりですが、1番、2番の案件は、隣り合わせの場所であります。道路に面した場所で、現地を確認しますと、耕作条件を改善するためのものであり、この計画には周辺農地にも特に影響が無いものと確認して参りましたので、ご報告申し上げます。

議長 次に、第2区の番号3番の案件について、事務局から報告させます。

事務局 番号3番は、金成地区の田2筆、面積1,787㎡に、盛り土を行うもの、1件について報告。

議長 次に、去る2月22日、19番 佐藤 勝 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々木 剛 委員及び 千葉 和恵 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果報告を、お願いいたします。

それでは、19番 佐藤 勝 委員から報告願います。

19番委員 去る2月22日、佐々木 剛 推進委員及び 千葉 和恵 推進委員と事務局の千葉主査と私で書類審査及び現地確認調査を行っております。番号3番の件につきましては、只今事務局から説明があったとおりでございます、低い田でございます、そこに盛り土をして農地として使いたいということでありまして、いわゆる、耕作条件の改善でありまして、この計画には周辺農地にも特に影響が無いものと確認して参りましたので、ご報告申し上げます。

議長 これで、日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長 日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告いたします。

事務局から報告させます。

事務局 農地法第3条による貸貸借権設定の解約7件、基盤法による貸貸借権設定の解約13件、合計20件について報告。

議長 これで、日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長 日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、報告いたします。

事務局から報告させます。

事務局 農地法第3条による使用貸借権設定の解約7件、について報告。

議長 これで、日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長 日程第7、議案第1号、農地法第3条の規定による許可取消願について、を議題といたします。

議案の朗読を省略し、議案の内容を事務局から説明させます。

事務局 平成19年3月26日付けで許可されていたが、許可後に所有権移転登記及び贈与税・不動産取得税の手続きを失念したことにより、納税猶予の特例が受けられなくなったため、許可の取消を求めるもの。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

議案第1号、農地法第3条許可取消願については、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号、農地法第3条許可取消願については、原案のとおり許可することに決しました。

議長

日程第8、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号、1番から16番までの16案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局

農地法第3条許可申請について、

番号1番、2番は、築館地区の所有権移転贈与を行うもの、

番号3番、4番は、築館地区の賃貸借権設定を行うもの、

番号5番は、高清水地区の賃貸借権設定を行うもの、

番号6番から9番は、一迫地区の所有権移転売買を行うもの、

番号10番は、一迫地区の使用貸借権設定を行うもの、

番号11番から15番は、瀬峰地区の所有権移転売買を行うもの、

番号16番は、瀬峰地区の所有権移転贈与を行うもの、

以上、16案件について許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査を行っておりますので、その結果報告を、お願いいたします。

それでは、佐々木 耕太郎 推進委員から報告願います。

佐々木推進委員 1番から16番までの詳細内容は、事務局から説明のあったとお

りですが、労力不足による売買や贈与、賃貸借、親子間における経営継承による贈与、隣接地による交換となっており、認可に当たっては、審査基準である全部利用効率要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題が無いものと判断いたしました。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号、17番から21番、23番から32番までの15案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 農地法第3条許可申請について、  
番号17番は、若柳地区の所有権移転売買を行うもの、  
番号18番、19番は、若柳地区の所有権移転贈与を行うもの、  
番号20番は、若柳地区の賃貸借権設定を行うもの、  
番号21番は、若柳地区の使用貸借権設定を行うもの、  
番号23番は、金成地区の所有権移転贈与を行うもの、  
番号24番から26番は、金成地区の賃貸借権設定を行うもの、  
番号27番は、金成地区の使用貸借権設定を行うもの  
番号28番から30番は、志波姫地区の所有権移転売買を行うもの

番号31番、32番は、志波姫地区の所有権移転贈与を行うもの  
以上、15案件について許可要件を満たしていることを説明。

議長 次に、現地確認調査を行っておりますので、その結果報告を、お願いいたします。

それでは、佐々木 剛推進委員から報告願います。

佐々木推進委員 ご報告申し上げます。去る2月22日、先程の4名で書類審査及び現地調査を行って参りました。

詳細は事務局より説明があったとおりでありますが、18番と19番については、お互いが交換しようとしたのですが、面積が合わなかったことから贈与としたものです。その他の案件につきましては、書類審査の結果、何ら問題は無いものと見ました。皆様のご審議のほど宜しくお願いします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番委員 確認ですが、19番の件ですが、住所はここに無いようですが、引越したということでしょうか。

事務局 譲り渡し人は、仕事の関係で住所一関市に移しておりますが、家族は若柳に住んでおり、耕作にあたっては問題無いものと思われま。

1番委員 了解しました。

議長 他に質疑ありませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号、33番から40番までの8案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 農地法第3条許可申請について、



番号33番から35番は、栗駒地区の所有権移転売買を行うもの、  
番号36番は、栗駒地区の所有権移転贈与を行うもの、  
番号37番、38番は、鶯沢地区の所有権移転売買を行うもの、  
番号39番は、鶯沢地区の賃貸借権設定を行うもの、  
番号40番は、花山地区の賃貸借権設定を行うもの、  
以上、8案件について許可要件を満たしていることを説明。

議長 次に、去る2月22日、15番 佐々木 吉司 委員、農地利用最適化推進委員の 狩野 正行 委員及び 芳賀 博秋 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果報告を、お願いいたします。  
それでは、15番 佐々木 吉司 委員から報告願います。

15番委員 ご報告申し上げます。議案第2号につきましては、去る2月22日、狩野 正行 推進委員と、芳賀 博秋 推進委員、事務局の千葉さんと私の4名で書類審査を行いました。

8件とも、只今事務局から説明があったとおりですが、労力不足による売買や贈与、親子間における経営移譲による贈与となっており、認可に当たっては、審査基準である全部利用効率要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題が無いものと判断いたしました。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についての、39案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することに決しました。

議長

日程第9、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局

農地法第4条許可申請の案件について説明。

番号1番は、栗駒地区の田1筆、面積276㎡を転用し、申請者が所有する既存宅地への接続道路及び資材置き場を造成するもの、農地区分は10ha以上の農地の広がりがありまして、第一種農地に該当いたしますが、既存敷地の2分の1以内の造成のため、不許可の例外規定に該当するもの。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、狩野 正行 推進委員から報告願います。

狩野推進委員 議案第3号につきましては、去る2月22日、佐々木 吉司 委員と、芳賀 博秋 推進委員、事務局の千葉さんと私の4名で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。

申請者が隣接する所有地を利用し、資材置き場を造成するものです。1種農地ですが11月に農振の解除を行っております。転用の許可にあたりましては、特に問題が無いものと判断して参りましたので、ご報告申し上げます。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請については、原案を可とすることに、決しました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長 日程第10、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

初めに、第1区の番号、1番から4番の4案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 番号1番は、築館地区の田1筆、面積33㎡を所有権移転売買で取得し、隣接する宅地と併用し、住宅1棟及び駐車場を建築造成するもの。農地区分は都市計画の用途地域に指定されており、第3種農地であること。

番号2番は、築館地区の畑1筆、面積469㎡を所有権移転贈与により取得し、貸家住宅1棟及び駐車場を建築造成するもの。農地区分は農地の広がりが見られ、第1種農地に該当するところですが、近隣に集落が継続して介在しているため、不許可の例外規定に該当するものであること。

番号3番は、築館地区の畑1筆、面積2,068㎡に賃貸借権を設定し、太陽光発電施設を設置して、売電収入を得るもの。農地区分は山林、原野に囲まれた小集団農地に該当いたしまして、第2種農地であること。

番号4番は、瀬峰地区の畑1筆、面積1,528㎡を所有権移転売買で取得し、太陽光発電施設を設置して、売電収入を得るもの。農地区分は山林、原野に囲まれた小集団農地に該当いたしまして、第2種農地であること。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、大澤 洋介 推進委員から報告願います。

大澤推進委員 2月21日、黒澤委員、佐々木推進委員と事務局の菅原主査と私の4人で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。

まず、番号1番でございますが、事務局から説明がありましたとおり、申請地を譲り受けまして隣接する宅地と併用して、住宅及び駐車場を建築造成するものです。参考資料の13ページをご覧いただければお分かりのとおり、公図で分かるとおり第3種農地でありまして、宅地と併用して事業を行うものでございます。転用許可に当たって特に問題が無いものと判断して参りました。

次に、番号2番でございますが、貸家住宅の建築でございますが、親戚から土地を譲り受け、貸家住宅1棟及び駐車場を建築造成するものです。現地を確認しますと道路と隣接しており、境界もはっきりしております。多少、荒れておりますが転用に当たっては特に問題が無いものと見て参りました。

次に、番号3番ですが、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものでございます。市道よりも高い丘陵地でありまして、先程事務局から説明がありましたけれども、法面に約450㎡とられるということで、実際利用するのは1,500㎡程だということ。申請地そのものが丘陵地になっており、ある程度日当たりも良く、転用にあたり特に問題が無いものと見て参りました。

次に、番号4番ですが、これも太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものでございます。事務局から説明がありましたとおり、隣接の275-1には、先月、5条の許可ということで出ております。この隣接する申請地が275-3であります。ここは丘陵地になっておりますけれども、土砂の流出も無く転用にあたり特に問題が無いもの

と判断して参りました。以上、1区、5条分の4件の説明を終わります。宜しくご審議の程お願いいたします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
次に、第2区の番号、5番から9番の5案件を審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 番号5番は、若柳地区の田2筆、面積1,321㎡、畑1筆、面積319㎡、合計1,640㎡を所有権移転売買で取得し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るもの。農地区分は若柳総合支所から300m以内にあり、第3種農地であること。

番号6番は、若柳地区の畑1筆、面積1,328㎡に賃貸借権を設定し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るもの。農地区分は宅地、原野に囲まれており生産性の低い農地であり、第2種農地で取り扱うもの。

番号7番は、この案件は、1月16日付で農振除外となったものです。志波姫地区の田1筆、面積2,292㎡を所有権移転売買で取得し、経営する会社の事務所1棟及び倉庫、車庫、従業員駐車場を建築造成するもの。農地区分はくりこま高原駅から300m以内にある農地で第3種農地であること。

番号8番は、志波姫地区の畑1筆、面積325㎡を所有権移転売買で取得し、隣接する宅地と併用して、住宅1棟及び駐車場を建築造成するもの。農地区分は下水道管が埋設されている道路の沿道区域で、500m以内に二つの公共施設がありますので、第3種農地であること。

番号9番は、志波姫地区の田1筆、面積493㎡に使用貸借権を設

定し、経営する会社の従業員駐車場として造成するもの。農地区分は志波姫総合支所から300m以内にあり、第3種農地であること。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、番号5番から6番までを 佐々木 剛 推進委員、番号7番から9番までを19番 佐藤 勝 委員 から報告願います。

佐々木推進委員 報告します。5番は若柳総合支所のすぐ隣になりますが、現地は、休耕している状況です。所有者も高齢となり所有地を売り渡すようです。太陽光発電施設を設置して売電収入を得るもので、転用許可にあたり問題が無いものと見て参りました。

次に、6番ですが、若柳の上大目というところで東北本線の隣接地で、現在は、耕作放棄地になりそうな場所であり、太陽光発電施設することで貸付しをして、不動産収入を得るもので、転用許可にあたり意義が無いものとして見て参りました。

19番委員 番号7番でございますけれども、これは以前に農振除外の申請が出ておりました、許可された案件でございます。所有権移転売買の案件となっております。

番号8番ですが、所有権移転売買の案件でございますけれども、周辺は完全に住宅地でありまして、宅地として利用する以外ないのではないかと見て参りました。

番号9番ですが、これも以前に農振除外の申請が出ておりました、許可された案件でございます。今回、使用貸借権を設定する案件として出ております。いずれも、転用にあたり特に問題は無いものとして見てまいりました。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

22番委員 一つだけ確認したいのは、9番の案件ですけれども、申請地を借り

るとありますが、貸出人との関係はどうなっているのでしょうか。

事務局 土地所有者は、借受する会社の役員であり、無償で会社と使用貸借契約を結ぶ、使用貸借権の設定となります。

議長 他に、質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号、10番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 番号10番は、栗駒地区の畑1筆、面積545㎡に賃貸借権を設定し、隣接する山林と一体利用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るもの。農地区分は周囲を山林及び宅地に囲まれており生産性の低い農地であり、第2種農地で取り扱うもの。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、狩野 正行 推進委員から報告願います。

狩野推進委員 番号10番でございます。事務局の説明のとおり、申請地は山林に囲まれた第2種農地で、隣接する山林と一体化しておりまして、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものでありまして、問題なく転用許可を受けられるものと判断されますので、宜しくお願いします。

議長 議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

1番委員 この案件は以前に事業計画書を出されていたものと思いますが、林地開発の事業申請について、分かっていたらお知らせいただきたいと





の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第3区の議案番号、196番の案件について 審議いたします。15番、佐々木 吉司 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長 暫時休憩します。 (午後2時56分)  
(15番、佐々木 委員 退席)

議長 会議を再開します。 (午後2時56分)  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 196番の案件は、栗駒地区の賃貸借権設定を行うもの。  
以上1案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
議案第5号、農用地利用集積計画の、番号、196番の案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画の、番号、196番の案件については、原案を可とすることに決しました。  
農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限を解き、15番、佐々木 吉司 委員の入場を許可します。

議長 暫時休憩します。 (午後3時1分)

(佐々木 委員着席、議長は口頭で佐々木 委員に報告)

議長 会議を再開します。(午後3時1分)  
次に、第3区の議案の番号、229番の案件について 審議いたします。21番、秋山 憲義 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長 暫時休憩します。(午後3時2分)  
(21番、秋山 委員 退席)

議長 会議を再開します。(午後3時2分)  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 229番の案件は、栗駒地区の賃貸借権設定を行うもの。  
以上1案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
議案第5号、農用地利用集積計画の、番号、229番の案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画の、番号、229番の案件については、原案を可とすることに決しました。  
農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限を解き、21番、秋山 憲義 委員の入場を許可します。

議長 暫時休憩します。 (午後3時4分)  
(秋山 委員着席、議長は口頭で秋山 委員に報告)

議長 会議を再開します。 (午後3時4分)  
次に、第3区の議案の番号、231番、232番の案件について審議いたします。7番、狩野 善典 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長 暫時休憩します。 (午後3時5分)  
(7番、狩野 委員 退席)

議長 会議を再開します。 (午後3時5分)

議長 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 231番、232番の案件は、花山地区の賃貸借権設定を行うもの。  
以上2案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
議案第5号、農用地利用集積計画の、番号、231番、232番の案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画の、番号、

231番、232番の案件については、原案を可とすることに決しました。

議長 農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限を解き、7番、狩野 善典 委員の入場を許可します。

議長 暫時休憩します。 (午後3時7分)  
(狩野 委員着席、議長は口頭で狩野 委員に報告)

議長 会議を再開します。 (午後3時7分)  
次に、第1区の番号、1番から98番までの98案件について審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 1番から11番の案件は、築館地区の賃貸借権設定を行うもの。  
12番の案件は、築館地区の使用貸借権設定を行うもの。  
13番、14番の案件は、高清水地区の所有権移転売買を行うもの。  
15番から38番の案件は、高清水地区の賃貸借権設定を行うもの。  
39番の案件は、一迫地区の所有権移転売買を行うもの。  
40番から69番の案件は、一迫地区の賃貸借権設定を行うもの。  
70番の案件は、瀬峰地区の所有権移転売買を行うもの。  
71番から98番の案件は、瀬峰地区の賃貸借権設定を行うもの。  
以上 98案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
次に第2区の番号、99番から188番までの90案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 99番から109番の案件は、若柳地区の所有権移転売買を行うもの。  
110番から146番の案件は、若柳地区の賃貸借権設定を行うもの。  
147番、148番の案件は、金成地区の所有権移転売買を行うもの。  
149番から166番、168番、169番の案件は、金成地区の賃貸借権設定を行うもの。  
167番の案件は、金成地区の使用貸借権設定を行うもの。  
170番から188番の案件は、志波姫地区の賃貸借権設定を行うもの。  
以上 90案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
次に第3区の番号、189番から195番、197番から228番、及び230番の40案件について審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 189番から195番、197番、199番、201番から217番の案件は、栗駒地区の賃貸借権設定を行うもの。  
198番、200番の案件は、栗駒地区の使用貸借権の設定を行うもの。  
218番の案件は、鶯沢地区の所有権移転売買を行うもの。  
219番から228番の案件は、鶯沢地区の賃貸借権設定を行うもの。

230番の案件は、花山地区の賃貸借権設定を行うもの。  
以上 40案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

議案第5号、農用地利用集積計画の番号1番から195番、197番から228番、及び230番の228案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号、農用地利用集積計画の番号1番から195番、197番から228番、及び230番までの228案件については、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、番号196番、229番、231番、232番と併せて栗原市長に通知いたします。

議長 日程第12、議案第6号、農用地利用配分計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第2区の議案番号、3番、4番の案件について審議いたします。3番、阿部 一信 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長 暫時休憩します。 (午後3時21分)  
(3番、阿部 委員 退席)

議長 会議を再開します。 (午後3時21分)

議長 それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 3番の案件は、金成地区の新規の賃貸借権設定を行うもの。  
4番の案件は、金成地区の新規の使用貸借権設定を行うもの。  
以上 2案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
議案第6号、農用地利用配分計画の、番号、3番、4番の案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、日程第12、議案第6号、農用地利用配分計画の、番号、3番、4番の案件については、原案を可とすることに決しました。  
農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限を解き、3番、阿部 一信 委員の入場を許可します。

議長 暫時休憩します。 (午後3時23分)  
(阿部 委員着席、議長は口頭で阿部 委員に報告)

議長 会議を再開します。 (午後3時23分)

議長 次に、第2区の議案番号、6番の案件について審議いたします。  
19番、佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、  
退席願います。

議長 暫時休憩します。 (午後3時23分)  
(19番、佐藤 委員 退席)

議長 会議を再開します。 (午後3時23分)  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 6番の案件は、金成地区の新規の賃貸借権設定を行うもの。  
以上 1案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
議案第6号、農用地利用配分計画の、番号、6番、の案件について  
は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、日程第12、議案第6号、農用地利用配分計画の、番号、  
6番の案件については、原案を可とすることに決しました。  
農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限  
を解き、19番、佐藤 勝 委員の入場を許可します。



議長 暫時休憩します。 (午後3時24分)  
(佐藤 委員着席、議長は口頭で佐藤 委員に報告)

議長 会議を再開します。 (午後3時24分)  
次に、第1区の番号、1番の案件を審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 1番の案件は、築館地区の新規の使用貸借権設定を行うもの。  
以上 1案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
次に、第2区の番号、2番、5番、7番の3案件を審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 2番の案件は、若柳地区の新規の貸借権設定を行うもの。  
5番の案件は、金成地区の新規の貸借権設定を行うもの。  
7番の案件は、志波姫地区の新規の貸借権設定を行うもの。  
以上 3案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。  
次に、第3区の番号、8番から11番までの4案件を審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 8番、10番の案件は、栗駒地区の新規の賃貸借権設定を行うもの。

9番、11番の案件は、栗駒地区の新規の使用借権設定を行うもの。

以上 4案件を説明。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

議案第6号、農用地利用配分計画の、1番、2番、5番、及び7番から11番までの8案件については、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第6号、農用地利用配分計画の、1番、2番、5番、及び7番から11番までの8案件については、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、番号3番、4番、6番と併せて栗原市長に通知いたします。

18番委員 暫時休憩をしていただき、休憩中に確認したいことがあります。宜しくお願いします。

議長 それでは、暫時休憩いたします。(午後3時28分)

議長 休憩中の会議を再開いたします。(午後3時37分)

議長 日程第13、議案第7号、非農地証明願について、を議題といたします。

第1区の番号、1番から4番までの4案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 番号1番は、築館地区の畑1筆、面積6㎡、願出地は、現在の居宅を平成元年に建築したときから、宅地敷きの一部として、隣接する宅地を一体利用しているもので、宅地への地目変更をするために願い出たもの。

番号2番は、築館地区の畑1筆、面積241㎡、願出地は、先祖代々長年道路として利用して現在に至るもので、今後も道路として利用するために地目変更を行うことから願い出たもの。

番号3番は、築館地区の田1筆、28㎡、畑1筆、7.72㎡合計35.72㎡で、現在の居宅を建築したときから、宅地敷きの一部として、隣接する宅地と一体利用しているもので、宅地への地目変更をするために願い出たもの。

番号4番は、一迫地区の畑1筆、1,971㎡で平成8年11月に競売で取得したときから、自社の農業用及び園芸用販売資材置き場として利用しているもので、宅地への地目変更をするために願い出たもの。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、23番 黒澤 光啓 委員から報告願います。

23番委員 去る、2月21日、私と佐々木耕太郎推進委員、大澤洋介推進委員それから事務局の菅原主査と4人で現地調査を行って参りました。

まず1番目ですが、詳しく事務局から説明があったように、宅地と一体化しておりまして、参考資料を見てお分かりのとおり、細長い土地として確認できます。現実としては、農地として使える土地ではないものです。宅地の一部となっており、長年使用していないことが分かりましたので、非農地証明は妥当かと思えます。

次に2番目ですが、参考資料の43ページの航空写真のとおり、宅地に面して道路がありまして、農道のように利用してきた事がわかりますけれども、また、宅地からの出入りとしても利用しており、長年このような形で利用してきたことが分かります。これについても、非農地証明は致し方無いのかなと言う事で見参りました。

次に3番目ですが、参考資料の47ページの航空写真を見て分かるのとおり、道路と隣接したところであり、道路と宅地の間にある細長い土地でありまして、今は、宅地と一体化している状況です。ここは農地として利用できない状況にあります。ここも、非農地証明は致し方無いのかなと言う事で見参りました。

次に、4番目ですが、53ページの航空写真を見ていただければ分かるように、競売に係る大分前からハウスが建てられており、その中を資材置き場として利用しておりました。競売に掛けられたのが平成8年と言う事で、その前から資材置き場として利用されておりました。ここも、長年農地として利用されていないことがわかりました。ハウスの周辺舗装されている状況にあり、農地として利用できないものとして参りました。

以上4件について、非農地証明も止むを得ないものとして参りましたので、ご審議の程宜しくお願いいたします。

議長 議案の内容説明、及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号、5番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 番号5番は志波姫地区の畑1筆、56㎡で昭和54年頃、宅地及び作業場を移転したときから宅地として利用しているもので、宅地への

地目変更をするために願出たもの。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、19番 佐藤 勝 委員から報告願います。

19番委員 先程の4名で、現地を見て参りました。只今の事務局の説明のとおりでございまして、昭和54年頃から宅地として利用されているようです。門柱等も建っており、現在も宅地として利用されております。非農地証明につきましては、止むを得ないのではないかと見て参りました。ご審議の程宜しくをお願いいたします。

議長 議案の内容説明、及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

議長 次に、第3区の番号、6番、7番の案件を審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明させます。

事務局 番号6番の案件は、栗駒地区の畑1筆、27㎡で宗教法人法蔵寺の参道として利用されており、昭和63年にU字側溝を設置して、アスファルト舗装し、利用されているため、地目変更をするために願出たもの。

番号7番の案件は、花山地区の畑1筆、497㎡で平成7年に住宅を新築し、現在まで宅地として利用されているため、宅地として地目変更をするために願出たもの。

議長 次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、芳賀 博秋 推進委員から報告願います。

芳賀推進委員 去る2月22日、佐々木 吉司 委員と、狩野 正行 推進委員、事務局の千葉さんと私の4名で書類審査及び現地確認調査を行って参りました。6番の件でございますが、現地を確認いたしますと参考資料の写真のとおりでございます、宗教法人法蔵寺の駐車場脇の参道として利用されており、排水側溝も整備されておりまして、アスファルト舗装もされておりました。許可にあたり止むを得ないものと判断します。

7番の件ですが、現地を確認いたしますと参考資料の写真のとおりでございます、既に住宅が建っておりますが、現地はまだ積雪が30cm程度あり、周囲の状況は確認できませんでした。写真で判断いたしますと現況が分かりますので、許可にあたり特に問題は無いものと判断いたしました。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議長 議案の内容説明、及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

23番委員 7番の案件ですが、497㎡ですが、現況写真は雪でよく見えませんが、この案件は非農地証明としての出し方で良いのか、転用の案件でないのかその辺の確認をお願いしたい。写真では、周囲の状況が分かりませんが、建物周辺が農地として利用していないことの確認が難しいのではないかと思います。5畝近くあるのに周囲が確認できないのに非農地証明でいいのか疑問に思いました。確認したいと思います。

事務局 7番の案件についてご説明します。18ページの航空写真を見てのとおりですが、四角に囲った願出地の左端に建物がある状況ですが、右側には既に低木が生えてきている状況です。入り口から居宅までのスペースは、駐車場として利用されている状況です。農地転用の判断基準につきましては、願出地に住まわれている方と所有者は別人でございます、住んでいる方は借りて住まいを建てて住んでいたという状況になります。今回の非農地証明にあたりまして、この土地が何ら

かの原因で非農地となってから、20年以上経過しておることから、非農地証明の判断基準に照らし今回の申請となったものでございます。

議長 宜しいですか。はい、23番。

23番委員 この建物というのは、転用をかけられて建てられたものでしょうか、建物がいつ転用をして建てられたのということ、もう一つ疑問点は、願出地の周りはぐるっと畑ですが、畑の所有者と一緒になんですが、その辺の状況と願出地を何故分筆したのか判断がつきにくく、説明の中でも我々も判断ができないのかなと思います。

議長 暫時休憩いたします。(午後4時3分)

議長 休憩中の会議を再開いたします。(午後4時16分)

議長 花山の7番の案件は、今回はまだまだ調べたいことがありますので、保留といたしたいと思いますが、如何でしょうか。

調査の結果、妥当だということであれば来月の総会で再度審議したいと思います。

—「異議なし」の声—

議長 その他、質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第7号、非農地証明願についての、6案件については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第13、議案第7号、非農地証明願については、原案のとおり承認することに決しました。

議長

日程第14、議案第8号 栗原市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱について、から日程第17、議案第11号 栗原市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱について、までの4案件は、関連がありますので、一括議題として審議いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」 の声 —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第8号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について、から日程第17、議案第11号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について、までの4案件を議題といたします。

事務局からの内容の説明の前に、栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員 候補者評価委員会委員長であります、私から、今回の評価委員会の評価等について、はじめに報告をさせていただきます。

議長

農地利用最適化推進委員につきましては、昨年8月に既に委嘱しておりますが、委嘱しているのが、定数22名に対し18名だったことから、不足している1区1名、2区3名の計4名を平成30年1月4日から1月31日までの間、募集したところであり、応募があったのは1区2名、2区4名の計6名でした。

栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員 候補者評価委員会につきましては、平成30年2月5日、月曜日、午前9時30分から金成庁舎3階304会議室で評価委員7名と事務局2名の出席のもと開催しております。はじめに事務局から応募状況、評価の考え方について説明をいただき、その候補者の評価を行っております。



具体的な評価方法は申し上げられませんが、候補者一人一人評価委員全員の合議のもと、評価を決定しております。

結果として、第1区は募集1名に対し、瀬峰地区1名の1名。第2区は募集3名に対し、若柳地区2名、志波姫地区1名の計3名、募集6名に対し4名を農地利用最適化推進委員の適格者として本日の総会に提案させていただいております。

次に、議案の内容を事務局から説明させます。

事務局

議案第8号から議案第11号までの 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について の4案件の概要についてご説明申し上げます。

農地利用最適化推進委員の応募状況につきましては、先程会長から報告あったとおりでございます。応募がありましたのは、1区築館地区1名、瀬峰地区1名の2名、2区若柳地区3名、志波姫地区1名の4名、計6名でした。

今回、農業委員会等に関する法律第17条第1項及び、栗原市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第9条で、農業委員会総会における合議によって推進委員を決定し委嘱することとなっていることから、農業委員会に意見を求めるものでありますが、ご提案申し上げている方々につきましては、会長を委員長とする栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会から評価の意見を受け提案いたしております。

議案第8号では 小原公康氏

議案第9号では 上山喜志雄氏

議案第10号では 佐々木進氏

議案第11号では 氏家勝子氏

の方々です。ご審議よろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、平成30年3月1日から平成32年7月23日までとなります。

また、総会議案参考資料として、今回提案する方々の最終学歴、職歴等を記載した資料を配布しております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ありませんか。

－「質疑なし」の声－

議長 質疑なしと認めます。

それでは、議案第8号 栗原市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱について、から議案第11号 栗原市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱について、までの4案件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

－「異議なし」の声－

議長 ご異議なしと認めます。

よって、日程第14、議案第8号 栗原市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱について、日程第15、議案第9号 栗原市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱について、日程第16、議案第10号 栗原市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱について、日程第17、議案第11号 栗原市農業委員会 農地利用最適化推進委員の委嘱について、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

よって、これで平成30年第2回栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。

< 午後4時36分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_